INTERVIEW: インタビュー

【第31回 東京弁護士会人権賞 受賞】

中皮腫・じん肺・アスベストセンター

所長: 名取雄司さん

アスベスト(石綿)被害は過去の問題であると思われがちですが、実は現在でも、私たちにとって身近な問題です。新たな健康被害の発生を防止するためにできることは何か、被害に遭わないために気をつけるべきことは何か。本記事を契機として、一人でも多くの方にアスベスト問題について考えていただければ幸いです。 (聞き手・構成:小峯 健介)

プロフィール◆中皮腫・じん肺・アスベストセンター

アスベスト(石綿)の吸入から約 40 年たって発症する、悪性胸膜中皮腫・悪性腹膜中皮腫・(アスベスト関連) 肺癌・石綿肺 (アスベスト肺) のご本人やご家族の全国的相談窓口として、環境へのアスベスト(石綿) 飛散の全国的相談窓口として、またアスベスト(石綿)の測定・調査・研究団体として、発足した民間の非営利団体。2003 年 12 月 6 日に設立総会が行われた。



中皮腫・じん肺・アスベストセンター 所長の名取さん

―― 名取先生がアスベスト問題に関与されるようになった きっかけを教えてください。

1980年代から国家公務員共済病院の呼吸器内科の 医師をしており、石綿関連疾患の方をたくさん診て、 患者さんの仕事により40年後に石綿関連の病気の方 がたくさん出ることを知っておりました。海外の論文を 読めば、他の国では既に石綿使用を禁止したとか、次 は建築物の石綿対策と言っている中で、日本は数十年 遅れていると感じておりました。

―― センター設立の経緯を教えてください。

1990年代後半から人づてに色々と電話相談を受け始めました。他に相談窓口も少なかったので全国から相談が殺到する状態で、アスベストについての情報は非常に少なく、国は全くやっていなかったし、ホームページで情報提供をしているサイトもほぼなく、情報も相談対策も非常に手薄な時期でした。

2000年前後には、被害を受けた方たちの団体、それぞれの地域で相談を受けている方たちの団体、支援を始めた弁護士の方たちや、工学的な観点で今後の対策を考えている方たちがいました。アスベスト問題は、多分野の専門家が協力し、専門家と当事者が共に力を合わせる団体で対応していく時期に入っていると感じておりました。そのような経緯があり、2003年にセンターを設立しました。

―― センターの活動の概要を教えてください。

まず1つは、アスベストに関する電話相談を常時受け付けています。相談の中身が、例えば労災である場合、患者の支援が必要だということであれば、一緒に活動している団体を紹介することもありますし、労災の手続の支援ということであれば、私たちの職員で対応することもあります。

私たちのセンターの中には、環境に関するプロジェクトや法律関係のプロジェクトがあり、環境関係に対応する専門家や、建築関係について対応する専門家がいます。法律については弁護士を含めた会議を定期的にしておりますので、専門家の会議で相談に乗っていただくということもあります。

――より具体的にはどのような活動をされているのでしょうか。

環境や建築の場合、「違法な工事のようなので現場に来て見てくれませんか」という電話相談があり、行った方がよいという判断をすれば、実際に行った上で当事者の方と一緒に相談に乗って工事先と交渉をしたりします。自治体や労働基準監督署に通報した方がよいような内容であれば通報したりもします。

法律問題の場合,すでに労災は終わっていて企業や 国に対してもう少し上乗せを求めたいという相談もあ れば、労災に認定されなかったので何とか司法の力で 認めてほしいという相談もあり、ある程度のところまで は職員でまとめたりした上で、弁護士に相談していく ことになります。

アスベスト被害の特徴について教えてください。

まず1つ石綿は目に見えず無味無臭なので、吸入の 事実すら知らない方がいることです。

もう1つは、早いもので大体20年ぐらい平均して40年ぐらいたってから症状があらわれますので、「静かなる時限爆弾」という言い方もされます。忘れていた頃に突然命が危ない形で出てくることが非常に怖いところです。

― アスベスト被害の診断の難しさ、判断のポイント等について教えてください。

2017年現在、「中皮腫」や「肺がん」の診断それ自体はそれほど難しくはなくなってきていると思います。

ただ,「じん肺」や「肺がん」の場合には,医師の理解が少ない場合があります。「肺がん」は,タバコによる「肺がん」と診断されることもあります。「じん肺」の初期の段階ですと,かなり訓練を積んだ呼吸器内科医でないと診断ができない部分がありますし,他の類似の病気に誤診されてしまうことがある点が難しいと思います。

「中皮腫」は、アスベスト以外で発症することはまずないので、「中皮腫」だと診断がつけばアスベストが原因と判断できますが、「肺がん」や「じん肺」の場合には、職歴を聞いたりした上での判断が必要であり、呼吸器内科の素養以外にも、産業医学的な素養が必要となってきます。

――これまでの活動等を通じて、アスベスト被害の労災 認定や事業者の責任認定の難しさについて、どのように 感じておりますでしょうか。

全国でも過去に前例がある、もしくはその地域で石 綿関連疾患の前例がある会社については、労災認定は 非常に容易になってきていると思います。逆にあまり 前例がない地域で最初に認定してもらう方は、労災認 定自体にものすごく苦労されていると感じます。

「中皮腫」の労災について残された課題としては教

員の方・事務職等で、労災認定自体に一番苦労されていると思います。石綿製造業や造船業、建設業で中皮腫の労災自体の認定で苦労する時代は、ほぼなくなってきたと思います。

ただ「肺がん」については、タバコなど他の要因も たくさんあるので、苦労されていると思います。「じん 肺」についても経験がある都道府県ではスムーズにい きますが、詳しい医師が少ない地域、支援団体も少な い地域では苦労されているという印象を持っています。

—— センターとしては、どのような支援をされているので しょうか。

患者本人や家族だけですと、労働基準監督署が必要とするだけの要件の資料や書類を自分たち御家族で集められない場合がしばしばありますので、十分話を聞いて書類を整えるお手伝いをしております。

現在の主治医の診断書だけでは証明が弱いという場合であれば、医療情報を借りてきてもらって、それを基にして私たちの関連の医師が追加で意見書を書く場合もあります。業務上災害として認定されるポイントの部分を補う支援をする場合が多いです。

―― 2005年にいわゆる「クボタショック」が大々的に報じられましたが、どのような職場環境や生活環境であった場合に、アスベスト被害の可能性があるのでしょうか。

アスベスト被害の可能性のある職場については、厚生労働省のホームページ「『石綿にさらされる作業に従事していたのでは?』と心配されている方へ」*1に載っており、一部の職場を除いてほぼ網羅されています。

生活環境については、まず工場の周囲の確認で、育った地域の周囲に石綿製造業があったかをチェックすることになります。厚生労働省のホームページ「石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表」を見ると、「何市の何会社で何名が業務上と認定された」との情報が出てきます。そこをチェックすれば、工場周囲については分かると思います。

一番分かりにくいのが建物の吹付け石綿のあった建物内で過ごした被害者です。天井裏に石綿があったビルも多数あります。文具店、食品、銀行、ホテル、事務職等の労災認定者だけでも100名を超す被害になって

^{*1:} http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/roudousya2/index.html

います。私たちのような詳しいNPO等にご相談いただかないと、簡単には分からないことがあると思います。

— 2006年に成立した石綿健康被害救済法(以下「救済法」)の法成立に向けて、どのような活動をされたのでしょうか。

「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」という当事者団体の事務局を務め、一緒になって、「すき間のない補償制度をつくってください」という活動をしました。「中皮腫」は、少なくとも「中皮腫」という診断が付いたらすべての人が救済法による救済を受けられる法律になりました。何も救済されない人をなくすという意味で、最低限の療養・治療について無料でできる体制をつくった点では、活動はある程度うまくいったと思います。

--- では、救済法の問題点や改善点はありますでしょうか。

1つは、救済法はとりあえずすき間のない救済で補償でないため、最大300万円分の療養の給付しかありません。亡くなった方の年金は全くなく、遺族への生活保障がありません。労災保険なら遺族の子供への教育補助、遺族年金があり生活面の補償があります。その制度と比べると、本来もっと国や製造業者等を含めた被害の責任者が、本人と御家族(ご遺族)の生活面を含めた補償をすべきではないかと思います。

もう1つは、「肺がん」について、認定基準が広範である労災の「石綿肺がん」と比べると、石綿肺「管理2」のみで、恐らく10分の1しか認定されない厳しい基準となっています。「石綿肺」についても、最重症の「管理4」の方のみ認定され、軽度の「管理2」や「管理3」や合併症は認められず、労災の数10分の1しか認定されない。これらの点を改善すべきだと思います。

― アスベスト被害は過去の問題だと思われがちのようですが、現在ではどのような問題が生じているのでしょうか。

一番問題なのは、「改築」時にその建物内で過ごした方の石綿の吸入による被害です。保育園・小学校・高校等での飛散事故事案は全て改築時で、問題となった理由は、「人がすぐそばにいたから」です。「解体」の場合は、側に子供も先生もいないので、ちょっと飛

散事故が起きても人が吸うことは少ない訳ですが、「改築」の場合は、隣で授業をしているところで飛散事故が起きてしまうわけです。

―― 学校を含め、社会生活の場において、今後アスベストでさらなる健康被害が発生しないようにするためには、 どのような対策が必要でしょうか。

まず、未成年者のいる建物近隣での、改築や解体 工事を禁止することが必要です。改築や解体工事をす るなら夏休みなど子供がいない時にやりなさいと決める ことが必要で、法的に禁止している国もあります。

――他にはありますでしょうか。

他に危険なのは、煙突内の石綿断熱材からの飛散です。今もどんどん煙突の中からアスベストが大気に飛散しています。早急に公的な「建築物石綿含有建材調査者」等の資格者による調査を適切に行い、除去対策をすべきです。

イギリスなどでは、建物の所有者には建物内の石綿の通常使用時の管理義務(調査義務)があります。日本には建物内等の石綿関連で4つの法令(大気汚染防止法、石綿障害予防規則、建設リサイクル法*2、廃掃法*3)がありますが、解体や大規模改築の場合について規定する法律になっています。日常的に建物を管理・モニタリングをする平時の場合の規定がない法律で、除去や解体工事の際に届出をしなさいとなっているだけです。

いくつかの先進国では建物所有者に日常的に管理, モニタリングを課しています。 そこが日本の一番遅れ ているところで, 今後の法改正をする必要があると感 じています。

―― 国、行政はどのような対策をとるべきでしょうか。

法的な規制措置の強化では、建物内等の石綿関連の4つの法令の罰則の強化です。違反者に対する罰が、直接罰でなく間接罰ですし、罰金も非常に低額です。

4つの法律をチェックする行政マンの数が大変少ないのです。他国では工事の危険性を監督している行政官が一定数いますし検査回数も多い。日本は非常に少ないことが問題です。

^{*2:}建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

^{*3:}廃棄物の処理及び清掃に関する法律

INTERVIEW: インタビュー

―― 国, 行政の責任を認めた泉南アスベスト訴訟の最高 裁判決*4について, どのように感じておりますでしょうか。

国がもっと早く局所排気装置等を付けるようにして いれば、それによって救われる人がいたのに遅れたと判 断した点について、画期的な意味のある判決と感じて おります。一方、1971年に国がある程度の装置を付け なさいとした特定化学物質障害予防規則の制定後は、 国の責任はないとして、その後生じた被害は民間の責 任となっています。民間で対応すべき点があったとし ても、1971年以降ちゃんと国の監督官が現場指導に 来てチェックする行政官は多くはなかった。特に石綿 含有建材を多数使用した建設現場に安全面だけでな く、石綿の管理で指導に来た監督官はまずいなかった。 2017年現在の解体現場では、所有者がお金を出さ ないので安くしか工事ができず、きちんとした石綿対策 をしない方向に流れる傾向があります。行政的な立場 の人が法の監視に来なければ、いくら法律があっても 実効性がないわけで、同じ問題の継続を感じています。

―― 規制立法を制定するだけでは十分ではなく、実際に 遵守させていくことが重要ということでしょうか。

そうです。1971年に特定化学物質障害予防規則が制定された後にも、行政による監督が少なかったからこそ建設等での石綿関連疾患が拡大した部分があると思いますし、現在でもそれが建設現場で繰り返されている気がします。

―― 国, 行政の対応が後手となってしまう原因は, どのような点にあるのでしょうか。

発がん物質に対するリスク認知が低すぎます。リスク認識を高くして、よりお金をかけて人を配置するなどの対応が非常に弱いという気がします。

--- 改善するにはどうすればよいのでしょうか。

お金をかけて人を配置しても全部を見るということは無理です。イギリスなど他の国の例を見ても、すべては見回っていません。ただ、突然立ち入りをし、抜き打ち検査がある。そして、もしも失敗した場合は、直罰で、かなり厳しく罰する。いつ検査に来るのか分からないので、あまりにひどいことまでしないという抑

止効果を持たせています。

日本でも、全部に監督官が入って全部監視するというのは無理だと思いますが、一罰百戒的な効果を考えて、より有力な抑止効果のある手を打ってもらいたいです。

――アスベスト被害を防止するために、私たち弁護士にできることは何かありますでしょうか。

環境や建物について詳しく勉強している弁護士が増えて,工事説明会に出席して「おたくの工事はどうなっているの?」と指摘するようになると,きちんとした対策をとるように進み,飛散事故が明らかに減っていくと思います。リスクコミュニケーションだと思います。

―― 私たち一市民として、不運にもアスベスト被害に遭 わないようにするために何かできること、気をつけた方が よいことはありますでしょうか。

まずは、改築・解体工事の近くには立ち寄らない。 あとは、震災です。東京で直下型地震が起きて3万 棟倒壊したら、3万棟をいっぺんに解体したのと同じ です。

最近では、被災地にはアスベストが漂うということ はかなり知られてきおり、ボランティアの方はちゃんと マスクをしてから被災地に行ってくださいとなってきま した。できたら、すべての自治体の震災基本計画の中 にアスベスト対策とマスクの備蓄を入れていただきたい と思います。普通のマスクではなく、防塵マスクを入 れておかないと、アスベストを吸ってしまうことになり ます。

―― 最後に、東京弁護士会の会員向けにメッセージをお願いいたします。

司法関係の建物の中にもアスベストがかなり残存しており、裁判所、拘置所、警察署など、皆さんが時々行く場所に実はアスベストが使われていることがあります。アスベストを吸うことは皆さんにとっても無縁ではないので、健康に留意してください。

それと, 司法関係の建物のアスベスト問題について 適切な対応をしていただくよう, お願いしたいと思い ます。